

大阪市告示第755号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和6年6月17日（月）	午前7時から 午後9時まで
大阪市中央体育館 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和6年6月17日（月）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場	令和6年6月10日（月）
	令和6年6月27日（木）から同月30日（日）まで
大阪市中央体育館 第2体育場 柔道場 剣道場 トレーニング場	令和6年6月10日（月）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和6年6月2日（日）から 同月5日（水）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和6年6月7日（金）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年6月9日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和6年6月12日（水）	
	令和6年6月13日（木）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年6月16日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和6年6月18日（火）から 同月21日（金）まで	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年6月22日（土）から 同月23日（日）まで	午前8時から 午後11時まで
	令和6年6月25日（火）	午前7時から 午後9時まで
	令和6年6月26日（水）	午前7時30分から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）